

# 食品資源循環形成推進事業（拡充）

【食品資源循環形成推進事業 42（28）百万円】

## 対策のポイント

食品リサイクルの優良な取組やリサイクル製品の評価・認証の仕組み・ルールを構築します。また、食品リサイクル制度の見直し内容についての普及啓発を行います。

（食品リサイクル制度の見直しに合わせた具体的施策の方向性）

- ・ 発生抑制やリサイクルについて優れた取組を行う小売業や外食産業の取組への理解を深めるほか、リサイクル製品を用いて生産された農畜産物の積極的な利用等を普及啓発をしていくことが重要。
- ・ 優良なりサイクル等の取組を促していくため、食品関連事業者の取組を内容に応じて評価することにより、取組に対する意欲喚起を図る。

平成18年11月「食品リサイクル制度の見直しについて（とりまとめ素案）」から要旨抜粋

## 政策目標

平成19年度に設定される食品循環資源の再生利用等の実施率目標の達成

< 内容 >

### 1. リサイクル製品も含めた総合的な認証ルールの構築

平成18年度に構築する食品リサイクルに係る取組の認証ルール案を基に試行的な認証を行い、必要な修正を加えるなどして完成度を高め、食品リサイクル認証の仕組みを整備します。

また、リサイクル製品に対する農業者の信頼性を確保するため、リサイクル製品を認証するための仕組みづくりを検討します。

【定 額】

【認証制度構築費 21（20）百万円】

### 2. 新たな食品リサイクル制度の普及啓発

食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会においてとりまとめられた報告に基づく食品リサイクル制度の見直し内容を事業者・関係者に周知するため、普及啓発資料を作成するほか、全国各地でのセミナーの開催等を行います。

【定 額】

【普及啓発事業費 21（8）百万円】

[担当課：総合食料局食品産業企画課食品環境対策室（03-3502-8246（直））]